

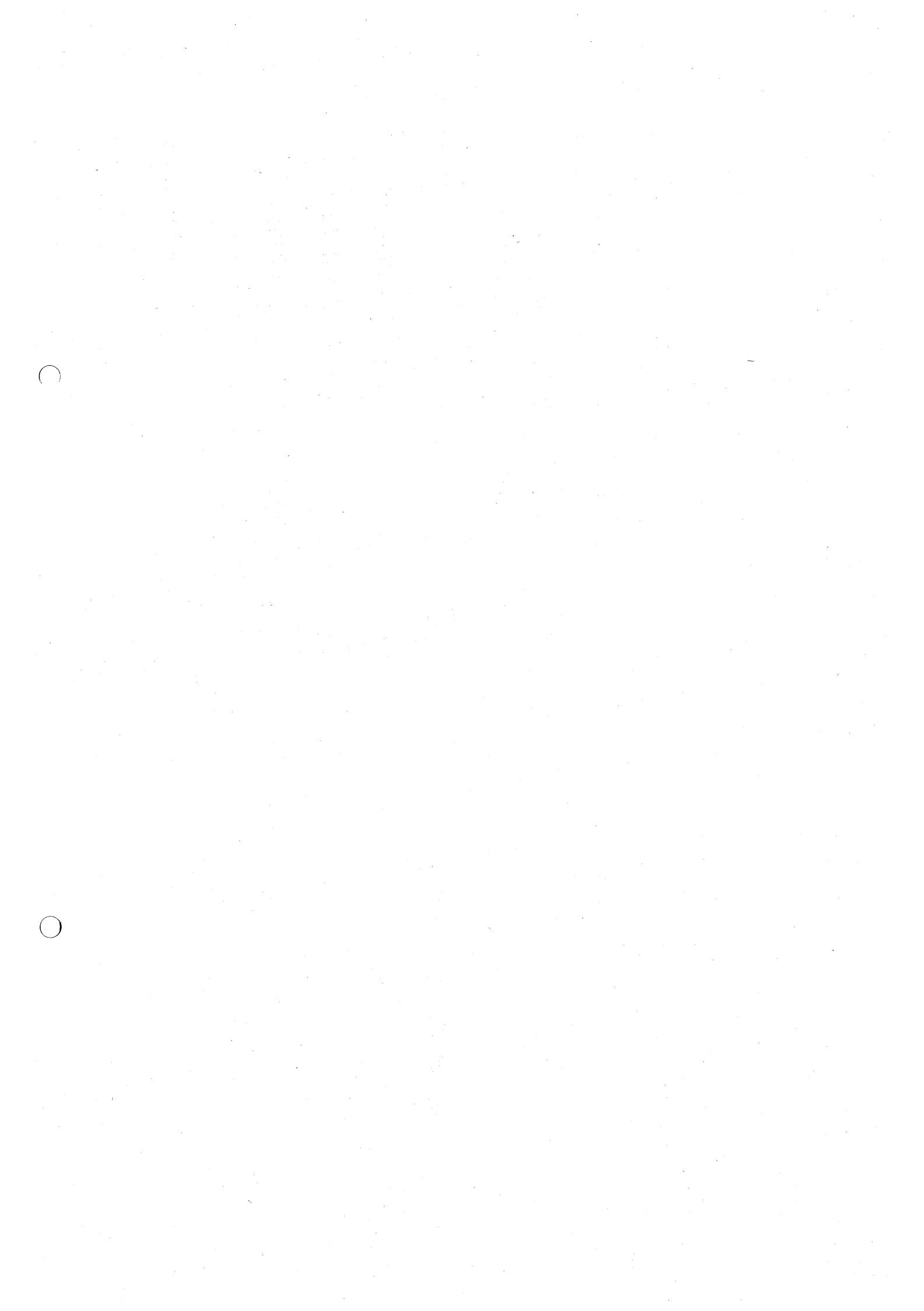
北朝鮮における残留日本人に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年四月十九日

有
田
芳
生

参議院議長伊達忠一殿



北朝鮮における残留日本人に関する質問主意書

北朝鮮のソン・イルホ日朝国交正常化交渉担当大使が「残留日本人問題について取り組む用意がある」旨語つたことに対し、菅義偉内閣官房長官は、本年四月十八日の記者会見で「残留日本人にかかる問題についてはですね、人道的面から取り組むべきである。このことは政府としても認識しております」とコメントしました。この問題について質問します。

一 政府はこれまで、残留日本人問題について「人道的面から取り組むべきである」旨コメントしたことはありましたか。コメントしたことがあるのなら、いつ誰がコメントしたのかをお示下さい。それとも拉致問題などいわゆるストックホルム合意に基づく「日本人に関する全ての問題」のなかで、残留日本人問題を個別に取り上げて言及したのは初めてでしょうか。

二 残留日本人問題について「人道的面から取り組むべきである」ということは、政府はこの問題を議題に朝交渉を行う用意があるということですか。

三 いわゆるストックホルム合意以降、政府は北朝鮮における残留日本人が何人生存しているのかを北朝鮮に照会したことがありますか。照会したことがあるのなら、何人の残留日本人が北朝鮮で生存していると

認識していますか。その人数をお示しください。

右質問する。

